

観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業（自動車））に関する運用方針

令和元年5月7日 国自旅第38号

公共交通利用環境の革新等事業（自動車）の実施に係る細目については、「観光振興事業費補助金実施要領」（平成31年4月2日国総支第54号、国鉄総第427号、国自旅第315号、国海内第250号、国港総第699号、国空事第1745号、観参第818号。以下「要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。

1. 補助対象事業者について

「観光振興事業費補助金交付要綱」（平成31年4月2日国総支第53号、国鉄総第426号、国自旅第314号、国海内第249号、国港総第698号、国空事第1744号、観参第817号。以下「要綱」という。）別表2に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会、タクシー協会及びレンタカー協会等の事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。

2. 補助額の算定について

【1】 共通事項

- (1) 補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。
- (2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

【2】 バス車両関係

(1) 通常車両価格

ノンステップバス車両における要綱別表2に定めるバス車両に係る通常車両価格（消費税を除く。以下同じ）は、車両の長さにより、次のとおりとする。

7m未満	:	1, 340万円
7m以上9m未満	:	1, 540万円
9m以上	:	1, 880万円

ただし、初度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は、上記にかかわらず0円とする。

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

① ノンステップバス車両の導入に係る補助額

補助対象経費に要綱別表 2 に定める補助率を乗じて得た額と、補助対象経費と通常車両価格との差額に 1/2 を乗じて得た額と、1 両当たりの補助限度額 210 万円（ただし、要綱別表 3 で定める補助率について 1/3 が適用される場合にあっては 140 万円）を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

② 消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に消費税率を乗じて得た額をそれぞれの金額に加えた額とする。

【3】ユニバーサルデザインタクシー車両関係

ユニバーサルデザインタクシー車両（新車の購入に限る。）の補助額については、次のとおりとする。

一般乗用旅客自動車運送事業者が購入しようとするユニバーサルデザインタクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、1 両当たりの補助限度額 90 万円（ただし、要綱別表 3 で定める補助率について 1/3 が適用される場合にあっては 60 万円）を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

3. 交付決定条件について

ユニバーサルデザインタクシーについては、以下の条件に合致するものについて交付決定するものとする。

イ) 補助車両 1 台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を 2 名以上配置できるもの。

ロ) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（H30.11.8 付）に基づく研修（実車を用いた研修）を年 2 回以上実施しているもの。

※上記イ）、ロ）の条件は交付申請時までには充足する必要がある。補助金の交付申請をするものは、申請時に当該受講・実施を証する書面を提出することとする。